

● 草の根パートナー型

平成18年度第1回 採択内定案件

I. 提案事業の概要	
1. 国名	ベトナム
2. 事業名	農民参加型木炭多用途利用技術普及計画－ベトナム中部世界自然遺産候補特別保護区周辺地域の持続的開発と核心地域の環境保全実現のために－
3. 事業の背景と必要性	ベトナム中部地域は急傾斜で土地狭小、酸性土壌で地力も低く、国内で2番目に貧困な地域となっている。その中において、バックマー国立公園はラオス高原から南シナ海に至る唯一の森林回廊を温存し、世界自然遺産候補に指名されている。本案件は、公園の周辺地域農民の生活を向上させることで、保護区域である核心地域保全も有効に行われるとの考えに基づき計画された。JDS留学生として本学修士課程を昨年修了したバックマー国立公園環境教育センター長が、日本のエコ・グリーンツーリズム現場で出会った炭多用途利用を適正技術として現地へ導入することを発案、現地地域農民との対話と観察の結果、1) 製炭技術の改善、2) 家庭用調理竈の改善、3) 農産廃材の炭化活用、4) 炭による水浄化（飲料・用水）、5) 炭・木酢利用による家畜の健康改善、6) 炭堆肥製造、7) 有機農産物の生産・販売による農業収益向上といった優先課題が確認され、住民達とともに取り組むことで合意した。本プロジェクトは、住民による自立的生産活動移行後の継続的な発展を目指し、バックマー国立公園と協調して事業を進めるものである。
4. 事業の目的	バックマー国立公園緩衝地帯において、廃材炭の多用途利用による資源循環型開発を通じた住民生活の向上を図る。
5. 対象地域	バックマー国立公園緩衝地帯（フーロック郡、ナムドン郡）
6. 受益者層	フーロック郡ケースー・コミュニティ農民 ナムドン郡スロック・コミュニティ農民 ナムドン郡ツンロー・コミュニティ農民
7. 活動及び期待される成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地元農家に対する支援体制および技術普及拠点が確立される。 2. 緩衝地帯内で農林産廃材炭と木酢が生産できる人材の育成と持続的生産体制を確立する。 3. 炭や木酢を添加した炭入り有機肥料が製造され、生産者に利用される。 4. 炭入り有機肥料を用いた安全・安心な野菜栽培技術が移転され、地域住民による自主的な生産が行われる。 5. 炭と木酢の施用により家畜の衛生状態が向上し健康な家畜が生産されるとともに、その糞で炭入り肥料が製造される。 6. 安全安心な農産物生産に対する生産者・消費者の意識が向上し、販売・啓発活動が生産者によって実施される。
8. 実施期間	2008年7月～2011年6月（3年間）
9. 事業費	50,000千円（予定）
10. 事業の実施体制	日本側：プロジェクトマネージャー1名、技術専門家5名、業務補助員1名 ベトナム・バックマー国立公園側：現地調整、農村開発担当3名
II. 実施団体の概要	
1. 団体名	国立大学法人 東京農工大学
2. 活動内容	農学、工学および複合領域の研究と学部・大学院教育